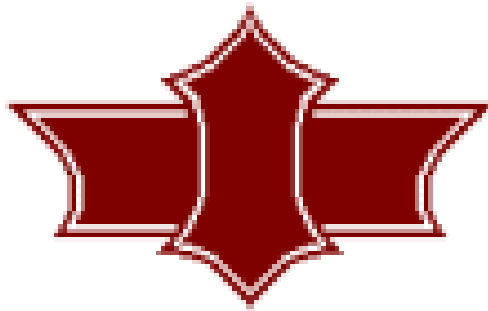


第5次小浜市行財政改革大綱 (改訂版)



平成28年2月

小 浜 市

《目 次》

1. 行財政改革の必要性	・ ・ ・ ・ ・	1
2. 実施期間	・ ・ ・ ・ ・	4
3. 基本理念	・ ・ ・ ・ ・	4
4. 基本方針	・ ・ ・ ・ ・	5
5. 数値目標	・ ・ ・ ・ ・	7
6. 推進体制	・ ・ ・ ・ ・	8

1. 行財政改革の必要性

(1) これまでの取り組み

本市の行財政改革の取り組みは、昭和60年9月に第1次行政改革大綱を策定、その後、平成8年3月に第2次、平成13年3月に第3次、平成18年2月には第4次を策定し、「健全な行財政運営」の下での「総合計画の確実な推進」を目指し、各種の行財政改革に積極的に取り組んできました。

各大綱の概要は以下のとおりです。

第1次行政改革大綱（昭和60年度～平成7年度）

- 【基本理念】 時代の進展と住民意識の多様化に伴う新規行政需要への的確な対応
- 【主な取り組み】
- 農業共済事業を一部事務組合へ移行
 - 収納事務の一元化（国保税を税務課へ）
 - 給与等の口座振込の導入
 - 窓口の改善（カウンターの高さ改善、ベビーハット設置、公民館 Fax 設置）
 - 民間委託（福祉センターの管理、勤労福祉会館の管理、除雪作業等）
 - 職員数削減 15人（S60年度：485人⇒H8年度：470人）

第2次行政改革大綱（平成8年度～平成12年度）

- 【基本理念】 簡素で効率的かつ質の高い行政運営のために
- 【主な取り組み】
- 文章のA版化
 - 超過勤務手当の削減（月の上限設定、水・休日の代休制）
 - 管理職手当の削減、特殊勤務手当の見直し、旅費の見直し
 - 入札手続きの一元化（契約検査課の設置）
 - 市民サービスコーナーの設置
 - 職員数削減 52人（H8年度：470人⇒H13年度：418人）

第3次行政改革大綱（平成13年度～平成17年度）

- 【基本理念】 最小の経費で最大の効果を発揮する市民本位の市政の実現のために
- 【主な取り組み】
- マナーアップ運動の実施
 - 中長期財政計画の公表
 - 民間委託（保育園給食業務、電算システム、霊場の一部業務等）
 - 事務事業評価制度、パブリックコメント制度の導入
 - 毎週金曜日1階窓口業務の時間延長
 - 職員数削減 54人（H13年度：418人⇒H18年度：364人）

第4次行政改革大綱（平成18年度～平成22年度）

- 【基本理念】 市民とともに進めるスリムで効率的な行政運営の実現
- 【主な取組み】
- 食の館、農産物加工施設等、36施設に指定管理者制度を導入
 - 今富第1・第2保育園を統合、民営化
 - 下根来小学校を廃止し、遠敷小学校へ統合
 - 公共施設管理公社の解散、小浜ロッジの閉鎖
 - 公債費の繰上償還および低利への借換え
 - 組織体制を6部から5部へ移行、課・係の統合、チーム制の導入
 - 人事評価制度の実施
 - エコアクション21の認証登録を取得
 - 地域住民が主体となって取り組む、いきいきまちづくり事業の実施
 - 市民、各種団体等への出前講座の実施
 - 職員数削減 54人（H18年度：364人⇒H23年度：307人）

第5次行財政改革大綱（平成23年度～平成27年度）【上期】

- 【基本理念】 “改革の先にある未来へ”『市民協働による行政経営の推進』
- 【主な取組み】
- 道の駅若狭おばま、御食国若狭おばま食文化館（温浴施設・濱の四季）、小浜市営駐車場・駐輪場に指定管理者制度を導入
 - 小浜第1・第2保育園、小浜幼稚園を統合し、認定こども園を開設
 - 田烏保育園を廃止し、内外海保育園に統合
 - 雲浜保育園・西津保育園を統合、民営化
 - 田烏小学校を廃止し、内外海小学校へ統合
 - 市民課、上下水道課の一部業務の民間委託
 - 小浜土地開発公社の解散
 - 公債費の繰上償還および低利への借換え
 - 電子入札の開始
 - 市民課窓口でのワンストップサービスの開始
 - 庁内電話のダイヤルイン導入
 - 協働のまちづくり指針の策定、モデル事業の実施
 - 市内全地区において「市長と語る夢トーク」の実施
 - 職員数削減 13人（H23年度：307人⇒H27年度294人）

(2) 今後の必要性

昭和60年度から四半世紀余りにわたり、積極的に行財政改革を推進してきましたが、今後も改革の先にある以下の視点を目指し、より一層の取り組みを推進します。

行政経営の確立

長引く景気の低迷により税収は伸び悩み、今後も本市の財政は非常に厳しい状況が予想されます。しかしながら、少子高齢化による社会保障費の増加、環境問題の深刻化、目まぐるしく発展する高度情報化社会、さらには物質面から精神面を重視するという個人の価値観の変化等により、市民のライフスタイルは非常に多様化し、市民ニーズはますます多種多様なものとなっています。

こうした社会・経済、さらには市民生活の変化に適切に対応し、真に必要な行政サービスを的確に提供していくためには、引き続き、積極的な行財政改革に取り組み、これまでの「前例踏襲・予算消化といった行政管理」から「市民ニーズ・成果重視といった行政経営」への移行が急務となっています。

すなわち、市民満足度のさらなる向上を図るため、限られた行政経営資源（人、物、財源、情報、時間）を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、PDCAサイクル等の民間の経営感覚を取り入れ、市民の視点に立った成果重視の行政経営の確立を目指します。

地域主権（市民本位の行政）の確立

現在、国は地域本位による行政の実現、すなわち、地域のことは地域に住む住民が決めるという「地域主権」の確立を目指し、国の権限や財源を自治体へ移譲していくことを進めています。

その地域主権の確立により、地域の自立や個性ある地域社会の実現は大きく可能なものとなりますが、また同時にその責任は地域が負うこととなります。

今後、地域主権を確立するためには、市民・団体・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、また、それぞれに依存する関係ではなく、自立と責任、そして信頼関係による協働したまちづくりの取り組みが求められます。

そのため、引き続き、積極的な行財政改革に取り組み、市民による市民のための行政、地域主権の確立を目指します。

2. 実施期間

平成23年度～平成32年度

3. 基本理念

“改革の先にある未来へ”

『市民協働による行政経営の推進』

よりよい未来を目指し、市民協働による行政経営を推進します。

*協働とは

- 対等な立場でお互いを理解し、認めあい、責任を共有しながら協力していくこと
- まちづくりに対する参画意識

*行政経営とは

- 最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、PDC Aサイクル等の民間の経営感覚を取り入れ市民の視点に立った成果重視の行政運営

4. 基本方針

(1) 小さな行政への転換

限られた経営資源（人、物、財源、情報、時間）を有効に活用し、市民満足度のさらなる向上を図ります。また、民間の経営感覚を積極的に取り入れるとともに、市民・団体・事業者・行政の役割分担を明確にしながら、徹底したスリム化を図り、小さな行政への転換を推進します。

《アウトソーシングの推進》

民間企業等のノウハウを活用し、行政サービス向上やコスト削減を図るため、事務事業の民間委託や指定管理者制度の導入等を推進します。

《施設の統合》

施設の効率的な活用、また子どもたちの保育環境・教育環境の充実を図るため、施設の統合や有効活用を推進します。

(2) 持続可能な財政運営

今後も大変厳しい状況が予想される財政状況にあって、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、限られた財源を的確に配分します。また、長期的視野に立ち、財政調整基金残高、起債残高、経常収支比率等の財政指標の健全化のため、各種経費の見直し・改善を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を推進します。

《適正な財政運営の推進》

限られた財源を効率的かつ効果的に配分するとともに、計画的な財政運営を図るため、中期財政計画に基づいた適正な運営を推進します。

《財源の確保》

税収等の自主財源を確保するため、徴収体制の強化や新たな自主財源確保の方策を推進・検討します。

《受益と負担の適正化》

市民負担の公平性の観点から、市民への説明責任を十分に行い、受益と負担の適正化を図ります。また、使用料や手数料について定期的に見直しを実施します。

(3) 経営感覚を持った行政機構の整備

多様化する市民ニーズを的確に捉え、真に必要な行政サービスを提供していくためには、これまで以上の政策形成能力が求められます。このため、職員のさらなる意識改革や人材育成に取り組むとともに、効果的で効率的な執行体制を確立し、経営感覚を持った行政機構の整備を推進します。

《効率的な業務体制の整備》

行政の縦割りの弊害をなくし、計画性・連動性が発揮できる推進体制を確立するとともに、多様化する市民ニーズに迅速に対応できる、効率的かつ機能的な行政機構の整備を図ります。また、政策会議の強化等、市長が政策判断しやすいようトップマネジメントの強化を図ります。

《適正な人事管理の推進》

業務量等に見合った適正な職員配置を行い、定員管理の適正化を図ります。また、職員の能力や成果等を適切に反映できる人事評価制度の確立を図ります。

《職員の人材育成と意識改革》

政策形成能力をもった職員、また市民に親しまれ信頼される職員を目指し、各階層や職種に応じた人材育成や意識改革を図ります。

(4) 市民との協働体制の確立

市民主体のまちづくりを推進するため、積極的な情報発信・情報収集に努めます。また、公共的サービスの提供を担おうとする意欲ある市民・団体・事業者等の多様な主体への支援を行うとともに、それぞれの特性に応じた役割と責任を分担することにより信頼関係を築き、市民との協働を推進します。

《市民参加の推進》

市民が自分たちで取り組めることは自分たちで行うという住民自治の原点に戻り、市民参加のまちづくりを推進します。

《情報の受発信体制の確立》

市民のまちづくりへの積極的な参加、さらには市政に参加しやすい環境づくりを図るため、行政情報の積極的な公開等、情報の受発信体制を確立します。

《市民と行政との信頼関係の構築》

市民と行政（職員）とのコミュニケーションの機会を増やし、お互いの信頼関係を構築します。

5. 数値目標

持続可能な行財政運営を推進するため、平成32年度までの主な数値目標は以下のとおりです。

【項 目】		【H26年度実績】	【H32年度末目標】
財政調整基金残高		14.8億円	8.9億円
起債残高（臨時財政対策債除く）		99.8億円	120.0億円
経常収支比率		97.4%	97.0%
財政健全化指標	実質赤字比率	赤字なし	赤字なし
	連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし
	実質公債費比率	11.2%	13.0%
	将来負担比率	99.5%	140.0%
小学校数		12校	9校
保育園数		9園（H27）	9園
正規職員数		294人（H27）	296人

※少子高齢化が進展する中、平成32年度までは、小学校建設や体育館の耐震化、国体開催に向けた施設整備などの実施、また社会保障経費の増加などの要因により、財政状況は厳しくなり財政指標の悪化が見込まれます。このような中で、義務的経費・経常経費の抑制や投資的経費の繰り延べ、年度間の平準化を図るなどの歳出削減に向けた取り組みを進めていくことにより、目標値を設定しました。

【指標説明】

○財政調整基金残高

不況等による税収の大幅な減少、また災害の発生等不測の事態に備えた基金の残高。標準財政規模の10%～15%が目安とされています。

○起債残高

公共施設の整備等のために借り入れた地方債の残高です。

○経常収支比率

財政の弾力性を表すものであり、市税等経常的に入る収入が人件費・扶助費・公債費等経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを表す数値。この数値が低いほど財政に余裕があるといえます。

○財政健全化指標

全ての会計の収支状況、借入金の償還状況、将来負担しなければならない経費状況等、自治体の財政の健全化を表した指標です。この4つの指標のうち一つでも早期健全化基準を超えると、個別外部監査の実施や財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、将来負担比率を除いた指標のうち一つでも再生基準を超えると、財政破たんみなされ、財政再生計画により早期健全化基準を下回るまで予算編成や事業の執行は国の監督下におかれることになります。

指標名称	内容	健全化判断基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する単年度の比率		20%以上
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する単年度の比率		30%以上
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3年間平均）	25%以上	35%以上
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	350%以上	

6. 推進体制

- (1) 第5次行財政改革大綱を推進するため、その具体的な実施計画となる「行政経営プラン」（別添）を策定します。
- (2) 小浜市行政改革実施委員会（委員長：副市長）において、行政経営プランの適正な進捗管理を行い、計画期間内の確実な達成に向け指示・指導を行います。また、検討課題についても早期に結論を出し、実施することとなった事項については、計画期間内の確実な達成を図ります。